

# JIS

UDC 621.365.48 : 683.957

C 9206

## 電 気 オ ー ブ ン

JIS C 9206-1994

(2000 確認)

(2006 確認)

平成 6 年 10 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

---

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 27.3.8 改正：平成 6.10.1

官報公示：平成 6.10.3

原案作成協力者：社団法人 日本電機工業会

審議部会：日本工業標準調査会 家庭電器部会（部会長 正田 英介）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部電気規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 電気オーブン

C 9206-1994

## Electric ovens

1. 適用範囲 この規格は、定格消費電力2 kW以下の家庭用の電気オーブン（以下、オーブンという。）について規定する。ただし、フィッシュロースタ、オーブントースタを除く。

備考1. この規格の引用規格を、次に示す。

JIS A 9505 グラスウール保温材

JIS C 0602 保護接地線及び接地側電線の色別並びに端子記号通則

JIS C 2520 電熱用合金線及び帯

JIS C 3301 ゴムコード

JIS C 8303 配線用差込接続器

JIS C 8304 屋内用小形スイッチ類

JIS C 8358 電気器具用差込接続器

JIS K 2240 液化石油ガス (LPガス)

JIS K 5400 塗料一般試験方法

JIS K 7202 プラスチックのロックウェル硬さ試験方法

JIS S 6006 鉛筆及び色鉛筆

2. この規格の中で{ }を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるもので、参考として併記したものである。

2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 電気オーブン 電熱を利用し、対流熱と放射熱で食品を加熱調理する器具。

(2) タイムスイッチ 使用者が使用の都度、時間を設定し、設定された時間がたつと発熱体への電流を切るスイッチ。

(3) 焼き網 調理物を載せる網。

(4) 受皿 調理物を載せる皿。

3. 定格電圧及び定格周波数 定格電圧は、単相交流300 V以下とし、定格周波数は、50Hz、60Hz又は50Hz/60Hz共用とする。

## 4. 性能

4.1 始動 電動機をもつものは、7.2によって試験を行ったとき、電動機が回転子の位置に関係なく始動しなければならない。

4.2 電圧変動 電圧変動は、7.3によって試験を行ったとき、実用上支障がないものでなければならない。

4.3 消費電力 消費電力は、7.4によって試験を行ったとき、定格消費電力に対して表1の値以内でなければならない。